

高根沢町空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により定める高根沢町空家等対策計画に基づき、周辺住民等の安全や生活環境の保全を図るため、当該特定空家等を解体する者に対して、高根沢町空家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、町長が認定した特定空家等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高根沢町内に存する空家等であること。
- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 営利目的で所有されているものでないこと。
- (4) 所有権以外の権利が登記されていないこと。
- (5) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人その他補助対象空家等の管理及び処分に関し正当な権利を有する者（補助対象空家等が共有物件である場合は、共有者全員の同意を得ている者に限る。）であること。
- (2) 町税を滞納していないこと（補助対象空家等が共有物件である場合は、当該共有者全員が町税を滞納していないこと。）。
- (3) 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する町内に事務所若しくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主に請け負わせるものであって、補助対象空家等及びその敷地内にある建築物、工

作物、動産等を解体し、及び撤去する工事とする。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者。ただし、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 法第22条第3項の規定による命令を受けた特定空家等に係る工事

(2) 補助金の交付決定前に着手した工事（緊急に工事を要する状況にあるため、事前に届出があった場合で、町長が認めたものを除く。）

(3) 国、県、町等の他の制度による補助金等の交付の対象となる工事

(4) 舗装、浄化槽等の地下埋設物等の解体及び撤去に係る工事

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付対象に適さないと認める工事（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付は、補助対象空家等1棟につき1回を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等解体費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象工事に係る見積書の写し（補助対象とならない工事等を含む場合には、その区分が明確なもの）

(2) 補助対象空家等に係る登記事項証明書（未登記の建築物にあつては、所有者及び建築年月日の分かるもの）

(3) 補助対象工事の着工前の写真

(4) 申請者（補助対象空家等が共有物件の場合にあつては、共有者全員。次号において同じ。）の氏名及び住所を確認できる書類の写し

(5) 申請者の町税を滞納していないことを証する書類

(6) 補助対象空家等が共有物件の場合にあつては、共有者全員から解体をすることについての同意を確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第8条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空家等解体費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）によ

り、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ空家等解体費補助金変更等承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、空家等解体費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(工事の着手)

第10条 交付決定者は、交付の決定を受けた日から60日以内に補助対象工事に着手しなければならない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空家等解体費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書の写し
- (2) 補助解体工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事の工事完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告の期限は、補助対象工事が完了した日から1月を経過した日又は交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて現地調査その他必要な調査を実施することができる。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、空家等解体費補助金額確定通知書（様式第6号。以下「額確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、町長が定める期日までに、空家等解体費補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる

書類を添えて、町長に補助金の交付を請求しなければならない。

- (1) 額確定通知書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しは空家等解体費補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の返還命令は空家等解体費補助金返還命令書（様式第9号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。